

議案第 35 号

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例

上越市安塚雪だるま高原条例（平成 16 年上越市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表菱ヶ岳グリーンパークの項及びゆきだるま温泉雪の湯の項を削り、同表に次のように加える。

ゆきだるま温泉久比岐野	上越市安塚区須川 2 3 5 2 番地
-------------	---------------------

第 3 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、エからクまでをウからキまでとし、ケからサまでを削り、シをクとし、同条第 3 号及び第 4 号を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) ゆきだるま温泉久比岐野

ア 宿泊室

イ 食堂

ウ 娯楽室

エ 浴室

オ ホール

第 9 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、同号エ中「、サマーボブスレー、パークゴルフ」を削り、同号中エをウとし、オをエとし、カを削り、同条第 3 号及び第 4 号を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) ゆきだるま温泉久比岐野 午前 10 時から午後 10 時まで。ただし、宿泊利用は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとする。

第 12 条第 1 項第 1 号中「、久比岐野及びテニスコート」を削り、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) ゆきだるま温泉久比岐野

第 14 条中「及び菱ヶ岳グリーンパーク」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレイスキー場	キューピットビル	宿泊利用	1人1泊	15,720円	・飲食料金を除く。
		日帰り利用	1室1回	5,240円	
	センターハウス	食堂	1回	104,770円	・占用利用する場合に限る。
		ホール		52,390円	
		休憩室		52,390円	
	プラザ2		52,390円		
	プラザ3		52,390円		
	ゴンドラ	1人1回	2,100円	・未就学児は、無料とする。 ・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。	
	リフト		1,050円		
ふれあい昆虫館		1人	320円	・未就学児は、無料とする。	
棚田動植物公園	キャンプ場	火炊き場及び炊事場	1人	530円	
ゆきだるま温泉久比岐野	宿泊利用		1人1泊	8,380円	・飲食料金を除く。
	日帰り利用		1室1回	20,960円	・午後4時までの利用及び午後4時からの利用をそれぞれ1回として計算する。
	入浴利用	中学生以上	1人1回	600円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
小学生以下		350円			

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。